

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
前橋市	南橋地区	令和3年3月18日	令和4年3月25日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	225.7ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	129.8ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	60.0ha
i うち後継者なしの農業者の耕作面積の合計	25.6ha
ii うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	14.6ha
iii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.3ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	11.0ha

2 対象地区の課題

<p>・地区内の現状として、70歳以上の農業者の耕作面積は60.0haあり、うち後継者がいない耕作面積は25.6haとなっている。今後、地域の中心経営体が引き受ける意向の耕作面積は11.0haとなっているが、新たな担い手の確保が必要である。</p> <p>・農業者の高齢化が進む一方で、後継者が少なく、農地の担い手が見つからない。そのため遊休農地も増えている。</p> <p>・市街化区域に狭小農地が点在するほか、農業振興地域においても田、畑、農道等が狭小であり、現状の大型トラクターや農耕者等の出入りが困難な農地が多く、条件の良い農地が少ないため効率的な営農に支障をきたしており、担い手への集積を阻んでいる。また、用排水路の整備が進んでいないところもある。</p>

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>農地利用は、中心経営体である認定農業者が担うほか、認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。また、上細井中西部地区で基盤整備を実施し担い手(地区を主体に募集)への農地集積による生産性の向上と安定した農業経営の確立を目指す。</p>
--

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

<p>人農地プラン地区座談会や遊休農地対策検討会等による地域の話し合いの中で、地区内の認定農業者等担い手の掘起しを行い、農地の出し手と受け手のマッチングをスムーズに行えるようにする。</p>
<p>近隣中心経営体の新規参入や新規就農者など新たな担い手の受け入れを促進する。</p>
<p>基盤整備の実施とともに、用排水路の整備も進めていく。整備が済んだ農地は農地中間管理機構を活用し担い手への集約を推進する。</p>

5 中心経営体の現状・今後の農地の引き受けの意向

中心経営体数	現状の経営面積	今後の農地の引受けの意向
16 経営体	39.4ha	50.4ha

※「今後の農地の引受けの意向」は、現状の経営面積に地区内の中心経営体が今後新たに引き受け意向のある耕作面積を合計したものとなっています。